社会福祉法人仙台白百合会 行動計画

【女性活躍推進法・次世代育成支援法 一体型】

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を発揮し、仕事と 生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日~令和7年3月31日までの 3年間

2. 課題

- ①所定外労働時間の実態が不透明であり、サービス残業の内容の把握ができていない。
- ②年次有給休暇の取得率は上がったが事業所間で格差がある。職員が満足する方法で 取得できていない。

3. 内容

目標1:育児休業後における原職または原職相当職への復帰。 そのための業務内容や業務体制等の柔軟な対応の継続

次世代法

<対策>

- ●妊娠中の職員や育児休業中の職員のニーズの把握、検討の継続
- ●職員のニーズにより夜勤免除、配属先の変更、雇用形態の変更、短時間勤務等、 これまで通り柔軟に対応する。
- ●子育て中の職員が働きやすい環境やチーム作り、年休取得の促進継続
- ●育児休業より復帰の職員を受入れる事業所の拡充の継続

目標2:職員の所定外労働時間を削減する。

次世代法

< 対策>

- ●所定外労働の原因の分析結果として、全体的には改善がみられているが、各事業所、 職種等により差が生じている。問題点を抽出し、差を是正するため環境改善・業務 改善・シフトの見直し等を行う
- ●タイムカードの記録を基に、管理職等がサービス残業の実態を把握し、それぞれの 事業所で削減するための対策を講じる。
- ●支給体制を整備し必要な所定外労働を申請できる環境を作る。

目標3:働き方改革による年次有給休暇の年5日以上の取得を確実に履行し、 前行動計画開始時(令和2年度)対比で平均10%以上の向上を図ると共に、 職員の満足度が得られる質の高い年次有給休暇の取得を目指す。

次世代法 女活法

<対策>

- ●取得状況は全体的に上がっているが、各事業所、職種、個人等により差が生じている。 取得の仕方や差を是正し、職員の満足が得られる取得方法の検討を管理職会議や 各事業所会議等で行う。
- ●各事業所において年次有給休暇の取得計画を策定し、さらにシフト管理を強化する。